

参 考 资 料

身体障害者福祉法（抄）
身体障害者福祉法施行令（抄）
身体障害者福祉法施行規則（抄）
八王子市身体障害者福祉法施行細則

身体障害者福祉法（抄）

（昭和24年12月26日法律第283号）

（身体障害者）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

（身体障害者手帳）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。

7 身体に障害のある15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満15歳に達したとき、又は本人が満15歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなつたときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。

8 前項の場合において、本人が満15歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

9 前2項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

10 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（身体障害者手帳の返還）

第16条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなつたとき、

又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対して身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

一 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるとき。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。

4 市町村長は、身体障害者につき、第2項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第17条 前条第2項の規定による処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知は、聴聞の期日の10日前までにしなければならない。

（診査及び更生相談）

第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。

一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。

二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。

三 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

2 医療保健施設又は公共職業安定所は、前項第1号又は第2号の規定により市町村から身体障害者の紹介があつたときは、その更生のために協力しなければならない。

（罰則）

第46条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第15条第6項の規定に違反した者

二 第16条第1項の規定に違反した者

第47条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第48条 第16条第2項の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

身体障害者福祉法施行令（抄）

（昭和25年4月5日 政令第78号）

（医師の指定等）

- 第3条** 都道府県知事が法第15条第1項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。
- 2 法第15条第1項の指定を受けた医師は、60日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
 - 3 法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

（身体障害者手帳の申請）

- 第4条** 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。

（障害の認定）

- 第5条** 都道府県知事は、法第15条第1項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。
 - 3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

（診査を受けるべき旨の通知）

- 第6条** 都道府県知事は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付する場合において、厚生労働省令で定める基準に従い必要があると認められるときは、身体障害者手帳の交付とともに、理由を付して、その指定する期日に法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を申請者に対し文書をもって通知しなければならない。この条の規定により法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けた場合も同様とする。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により法第17条の2第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地の市町村長に、児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地を管轄する保健

所長に、その旨を通知しなければならない。

(市町村長の通知)

第7条 法第17条の2第1項の規定による診査を行つた市町村長又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を行つた保健所長は、当該診査により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めるときは、その旨を当該身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地の都道府県知事に通知しなければならない。

(身体障害者手帳の交付の経由等)

第8条 法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならない。

2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、前項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者(身体に障害のある15歳未満の者については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。)につき、厚生労働省令で定める事項をその居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

(身体障害者手帳交付台帳)

第9条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき(法第18条第2項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により介護給付費等(同法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。)の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設又は同条第12項に規定する障害者支援施設(第4項において「障害者支援施設」という。)に入所したとき及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。)は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき(法第18条第2項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。)は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が

市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 5 前項の規定による届出があったときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する事項を削除しなければならない。
 - 一 法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき
 - 二 法第16条第2項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき
 - 三 前項の規定による通知を受けたとき

(身体障害者手帳の再交付)

第10条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失つた者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。

2 前項の申請(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者からの申請を除く。)については、第4条の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めるときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。

(保健所長への通知)

第11条 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第9条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第10条第1項若しくは第3項の規定により新たに身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(身体障害者手帳の返還等)

第12条 法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還は、身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置していない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して行わなければならない。

2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、法第16条第1項の規定による身体

障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したときは、都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第 29 条 この政令に定めるもののほか、身体障害者更生相談所、身体障害者手帳及び身体障害者社会参加支援施設について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（事務の区分）

第 35 条 第 4 条（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項から第 5 項まで及び第 12 条第 1 項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 2 号に規定する第 2 号法定受託事務とする。

（政令で定める障害）

第 36 条 法別表第 5 号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能
- 二 小腸の機能
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- 四 肝臓の機能

身体障害者福祉法施行規則（抄）

（昭和25年4月6日 厚生省令第15号）

（身体障害者手帳の申請）

第2条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 法第15条第1項に規定する医師の診断書
- 二 法第15条第3項に規定する意見書
- 三 身体に障害のある者の写真

2 前項の申請書の様式は、別表第2号のとおりとする。

3 第1項第3号の写真の規格は、別表第3号のとおりとする。

（診査を受けるべき旨の通知）

第3条 令第6条第1項の規定による通知は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想される時。
- 二 進行性の病変による障害を有するとき。
- 三 更生医療を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想される時。
- 四 前3号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想される時。

（保健所長への通知）

第4条 令第8条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、居住地及び生年月日（保護者について通知する場合にあつては、保護者の氏名及び居住地並びに本人の氏名及び生年月日）
- 二 身体障害者手帳の交付の年月日
- 三 障害名

（身体障害者手帳の記載事項及び様式）

第5条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日
- 二 障害名及び障害の級別
- 三 補装具の交付及び修理に関する事項
- 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所

2 身体障害者手帳の様式は、別表第4号のとおりとする。

3 第1項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。

（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）

第6条 令第9条第1項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日
- 二 身体障害者の氏名、住所及び生年月日

- 三 身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別
- 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄
- 五 身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由

(身体障害者手帳の再交付)

第7条 身体障害者手帳の交付を受けていた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けていた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第2条の規定を準用する。

- 2 前項に規定する者は、令第10条第1項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

第8条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、申請書に、事由を記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。

- 2 身体障害者手帳の再交付を申請した後、失つた身体障害者手帳を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならない。

八王子市身体障害者福祉法施行細則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

改正 平成 27 年 12 月 28 日

平成 28 年 3 月 31 日

平成 30 年 7 月 1 日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市規則第 50 号

八王子市身体障害者福祉法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）の施行について、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号。以下「政令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第 2 条 法第 15 条第 1 項に規定する医師（以下「指定医」という。）の指定を受けようとする医師は、指定申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 経歴書（第 2 号様式）

(2) 医師免許証（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 2 項に規定する医師免許証をいう。）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、指定医を指定したときは、指定書（第 3 号様式）を当該医師に交付するものとする。

(指定医の変更の届出)

第 3 条 指定医は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指定内容変更届 (第 4 号様式) により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名に変更があったとき。

(2) 診療に従事する医療機関の名称及び所在地並びに従事する診療科名に変更があったとき。

(3) 市内において、診療に従事する医療機関を変更し、又は追加し、若しくは減じたとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、指定内容変更確認書 (第 5 号様式) を当該医師に交付するものとする。

(指定医の指定辞退等の届出)

第 4 条 政令第 3 条第 2 項の規定により指定医がその指定を辞退するとき、若しくは市内の医療機関で診療に従事しなくなったとき、又は指定医が死亡したときは、その旨を辞退届 (第 6 号様式) 又は死亡届 (第 7 号様式) に、第 2 条第 2 項に規定する指定書及び前条第 2 項に規定する指定内容変更確認書を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、指定医が死亡したときの届出は、その者の親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が行うものとする。

(指定医の指定等の告示)

第 5 条 市長は、指定医を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 医師の氏名

(2) 担当科目

(3) 診療科名

(4) 診療に従事する医療機関の名称及び所在地

(5) 指定年月日

2 市長は、第 3 条第 1 項に規定する変更の届出があったときは、当該変更の内容について告示するものとする。

3 前条に規定する辞退の届出若しくは死亡の届出があったとき、又は政令第 3 条第 3 項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(身体障害者手帳の申請等)

第6条 法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を申請するとき、及び省令第7条第1項に規定する身体障害者手帳の再交付の申請をするときは、身体障害者手帳(申請・再交付等)届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 省令第8条第1項に規定する身体障害者手帳の再交付の申請、法第16条第1項、省令第7条第2項及び省令第8条第2項に規定する身体障害者手帳の返還並びに政令第9条第2項及び同条第4項に規定する氏名又は居住地の変更は、前項の身体障害者手帳(申請・再交付等)届出書により、市長に届け出なければならない。

(診断書等)

第7条 省令第2条第1項第1号に規定する診断書及び同項第2号に規定する意見書は、次の各号に掲げる障害の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。

(1) 視覚障害 身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)(第9号様式)

(2) 聴覚若しくは平衡機能障害又は音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能障害 身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能障害用)(第10号様式)

(3) 肢体不自由(次号に掲げる障害を除く。) 身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)(第11号様式)

(4) 肢体不自由(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に限る。) 身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)(第12号様式)

(5) 心臓機能障害(18歳以上の者に限る。) 身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害18歳以上用)(第13号様式)

(6) 心臓機能障害(18歳未満の者に限る。) 身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害18歳未満用)(第14号様式)

(7) 腎臓機能障害 身体障害者診断書・意見書(腎臓機能障害用)(第15号様式)

(8) 呼吸器機能障害 身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)(第16号様式)

(9) ぼうこう又は直腸機能障害 身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)(第17号様式)

(10) 小腸機能障害 身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用)(第18号様式)

(11) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(13歳以上の者に限る。) 身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害13歳以上用)(第19号様式)

(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(13歳未満の者に限る。) 身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害13歳未満用)(第20号様式)

(13) 肝臓機能障害 身体障害者診断書・意見書(肝臓機能障害用)(第21号様式)

2 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症により、そしゃく機能の障害を有する者が、法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請又は政令第10条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者からの申請を除く。)を行う場合は、前項第2号に規定する身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能障害用)に、歯科医師の作成した診断書・意見書(口唇・口蓋裂等の後遺症によるそしゃく機能障害用)(第22号様式)を添付しなければならない。

3 前項の歯科医師は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関において、口腔くう又は歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師とする。

(障害程度の認定基準)

第8条 法第15条第4項に規定する審査並びに法第17条の2第1項に規定する診査及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条第1項に規定する診査により障害の程度に重大な変化が生じたと認められたときに行う障害程度の認定(以下「再認定」という。)は、法別表、政令第36条及び省令別表第5号に定めるもののほか、市長が別に定める障害程度の認定基準によるものとする。

(診査を受けるべき旨の通知)

第 9 条 政令第 6 条第 1 項の規定による通知は、障害程度の再認定のための診査通知書 (第 2 3 号様式) によるものとする。

(診査の事前通知)

第 1 0 条 市長は、政令第 6 条第 1 項の規定による通知を受けた者に対して、同項の規定により指定した期日のおおむね 2 月前に、再認定のための診査通知書 (第 2 4 号様式) により通知するものとする。

(再認定の診査)

第 1 1 条 政令第 6 条第 1 項の規定による通知を受けた者に係る再認定の診査は、第 7 条第 1 項に規定する診断書及び意見書並びに同条第 2 項に規定する歯科医師の作成した診断書・意見書に基づき行うものとする。

2 前項の診査を受けようとする者は、身体障害者手帳 (申請・再交付等) 届出書に前項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(保健所長への通知)

第 1 2 条 政令第 6 条第 2 項の規定による八王子市保健所長 (以下「保健所長」という。) への通知は、障害程度の再認定のための審査対象者に関する通知書 (第 2 5 号様式) によるものとする。

(保健所長の報告等)

第 1 3 条 政令第 6 条第 1 項の規定による通知を受けた者が、正当な理由がなく児童福祉法第 1 9 条第 1 項の規定による診査を拒み、又は忌避したときの同条第 3 項の規定による保健所長の報告及び政令第 7 条の規定による保健所長の通知は、障害程度の再認定のための診査結果等通知 (報告) 書 (第 2 6 号様式) によるものとする。

(居住地変更の通知)

第 1 4 条 政令第 9 条第 6 項の規定による通知は、身体障害者居住地変更通知書 (第 2 7 号様式) によるものとする。

(交付等の通知)

第 1 5 条 市長は、法第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳を交付するとき、及び政令第 1 0 条第 1 項又は第 3 項の規定により身体障害者手帳の再交付をするときは、身体障害者手帳交付・再交付決定通知書 (第 2 8 号様式) により通知するものとする。

(申請却下の通知)

第16条 法第15条第5項の規定による通知及び政令第10条第1項に規定する再交付の申請に対する却下の通知は、身体障害者手帳交付申請却下決定通知書(第29号様式)によるものとする。

(手帳の返還命令)

第17条 法第16条第2項の規定による身体障害者手帳の返還命令は、身体障害者手帳返還命令書(第30号様式)によるものとする。

(身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出)

第18条 法第26条第1項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等開始届(第31号様式)によるものとする。

2 法第26条第2項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等変更届(第32号様式)によるものとする。

3 法第26条第3項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届(第33号様式)によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年7月1日から施行する。